

(産婦の方へ：こちらは産婦健康診査を実施する医療機関にお渡しください。)

産婦健康診査 実施のお願い

(東京都外医療機関のご担当者様へ)

平素より目黒区の母子保健事業にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

目黒区では、産後(流産・死産を含む)1か月程度で受診する産婦健康診査について費用助成を行っており、委託契約を締結していない医療機関にて受診され、一定の要件を満たした場合には、償還払いにて対応しております。

つきましては、お手数ですが、下記のとおりご対応くださいますようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

【依頼事項1】

産婦が目黒区住民であることをご確認いただき、「産婦健康診査受診票」の提示を受けてください。

「産婦健康診査受診票」は、東京都にお住まいの妊婦であれば、原則、妊娠届を提出した際に交付されます。お持ちでない場合は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

【依頼事項2】

基本的な健診項目、お母さんの気持ちに関する質問票(EPDS等)を必ず実施してください。

「産婦健康診査受診票」に記載のアンケート1(エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS))、アンケート2(赤ちゃんへの気持ち質問票)について、日本産婦人科医学会発行「妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル」等を参考に、問診と結果把握を行っていただきますようお願いいたします。

※EPDS・赤ちゃんへの気持ち質問票等、お母さんの気持ちに関するいずれの質問票も未実施の場合は、産婦健康診査の費用助成の対象となりません。

ただし、産婦の状況によって未実施の場合、理由を受診票にご記載ください。

【依頼事項3】

健康診査の結果を「産婦健康診査受診票」に記載し、医療機関の押印またはサイン後、2枚目(請求原票)・3枚目(産婦控)を産婦にお渡しください。

産婦が目黒区に償還払いの申請をする際に、結果の記入があり、医療機関の押印またはサインがある「産婦健康診査受診票」と「産婦健康診査費用の領収書」が必要です。

※受診票への記載が難しく、母子健康手帳に結果を記載する場合、お母さんの気持ちに関する質問票の結果について、目黒区から確認のご連絡をさせていただきます。

【依頼事項4】

健康診査の結果、行政の支援が必要と判断された場合、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

「産婦健康診査受診票」の「今後の指導と区市町村への連絡事項」の「区市町村で支援」に○をつけていただき、下記問い合わせ先へご連絡いただくとともに、受診票1枚目(医療機関控え)の写しを郵送等にて送付していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

目黒区保健所 地域保健課地域保健サービス係 (03-5722-9503)

〒153-8573 東京都目黒区上目黒 2-19-15

【受付時間】 8:30~17:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)